

寒川町野外体育施設条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
<p>(利用時間区分)</p>	<p>(利用時間区分)</p>
<p>第2条 条例第4条第2項の規則で定める利用時間区分は、次のとおりとする。</p>	<p>第2条 条例第5条第2項の規則で定める利用時間区分は、次のとおりとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(専用利用の申請等)</p>	<p>(専用利用の申請等)</p>
<p>第3条 条例第6条第1項の規定により承認を受けようとする者は、寒川町野外体育施設(以下「体育施設」という。)の専用利用(条例第4条第1項に規定する専用利用をいう。以下同じ。)をする日の属する月の2月前の月の16日から当該利用日までの間に、寒川町野外体育施設専用利用申請書(第1号様式)を町長に提出しなければならない。</p>	<p>第3条 条例第7条第1項の規定により承認を受けようとするものは、寒川町野外体育施設(以下「体育施設」という。)の専用利用(条例第5条第1項に規定する専用利用をいう。以下同じ。)をする日の属する月の2月前の月の16日から当該利用日までの間に、寒川町野外体育施設専用利用申請書(第1号様式)を町長に提出しなければならない。</p>
<p>2 町長は、前項の規定による申請があった場合において、承認するときは、寒川町野外体育施設専用利用承認書(第2号様式)を交付するものとし、承認しないときは、その旨及び理由を書面により当該申請を行った者に通知するものとする。</p>	<p>2 町長は、前項の規定による申請があった場合において、承認するときは、寒川町野外体育施設専用利用承認書(第2号様式)を交付するものとし、承認しないときは、その旨及び理由を書面により当該申請を行ったものに通知するものとする。</p>
<p>(専用利用承認取消しの通知)</p>	<p>(専用利用承認取消しの通知)</p>
<p>第4条 町長は、条例第9条第2項の規定による通知をするときは、寒川町野外体育施設専用利用承認取消通知書(第3号様式)により行うものとする。</p>	<p>第4条 町長は、条例第10条第2項の規定による通知をするときは、寒川町野外体育施設専用利用承認取消通知書(第3号様式)により行うものとする。</p>
<p>(専用利用承認取消しの申請)</p>	<p>(専用利用承認取消しの申請)</p>
<p>第5条 条例第6条第1項の規定による承認を受けた者は、当該承認を取り消す必要が生じたときは、直ちに、寒川町野外体育施設専用利用承認取消申請書(第4号様式)に第4条第2項の規定より交付を受けた承認書を添えて町長に提出し、当該承認の取消しを請求しなければならない。</p>	<p>第5条 条例第7条第1項の規定による承認を受けたものは、当該承認を取り消す必要が生じたときは、直ちに、寒川町野外体育施設専用利用承認取消申請書(第4号様式)に第3条第2項の規定より交付を受けた承認書を添えて町長に提出し、当該承認の取消しを請求しなければならない。</p>
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
<p>(体育施設の用途)</p>	<p>(体育施設の用途)</p>

第7条 体育施設は、次の用途以外の用途に利用してはならない。ただし、町長が認めるときは、この限りでない。

体育施設	施設	用途
(略)		
田端スポーツ公園	(略)	
	多目的広場	(略) 一般利用(条例第11条に規定する一般利用をいう。)をする場合においては、ゴルフ、硬式野球、投てき競技その他これらに類する他の利用者に危険を及ぼすおそれのある用途以外の用途

(使用料の減免)

第8条 条例第8条第2項に規定する使用料の減免は、次に掲げるところによる。

(1)～(3) (略)

2 使用料の減免を受けようとするものは、第3条に規定する専用利用の申請と同時に、寒川町野外体育施設使用料減額(免除)申請書(第5号様式)を町長          に提出しなければならない。

3 町長          は、前項に規定する申請によりその減免を認めたときは、寒川町野外体育施設使用料減免(免除)決定通知書(第6号様式)により、その減免を認めないときは、その旨を申請者に通知するものとする。

第7条 体育施設は、次の用途以外の用途に利用してはならない。ただし、町長が認めるときは、この限りでない。

体育施設	施設	用途
(略)		
田端スポーツ公園	(略)	
	多目的広場	(略) 一般利用(条例第12条に規定する一般利用をいう。)をする場合においては、ゴルフ、硬式野球、投てき競技その他これらに類する他の利用者に危険を及ぼすおそれのある用途以外の用途

(利用料金の減免)

第8条 条例第9条第3項に規定する利用料金の減免は、次に掲げるところによる。

(1)～(3) (略)

2 利用料金の減免を受けようとするものは、第3条に規定する専用利用の申請と同時に、寒川町野外体育施設利用料金減額(免除)申請書(第5号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項に規定する申請によりその減免を認めたときは、寒川町野外体育施設利用料金減額(免除)決定通知書(第6号様式)により、その減免を認めないときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第9条 条例第8条第3項ただし書の規定により使用料を還付できる場合は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 条例第9条により利用承認の取消しがあつたとき、又は専用利用する日の5日前までに第5条による利用承認の取消しの請求があつたとき。

2 使用料の還付を受けようとするものは、寒川町野外体育施設使用料還付申請書(第7号様式)に利用承認書を添えて、町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請があつた場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、寒川町野外体育施設使用料還付決定通知書(第8号様式)により申請者に通知するものとする。

(遵守事項)

第10条 体育施設を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(7) (略)

～略～

(加える)

(利用料金の還付)

第9条 条例第9条第4項ただし書の規定により利用料金を還付できる場合は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 条例第10条により利用承認の取消しがあつたとき、又は専用利用する日の5日前までに第5条による利用承認の取消しの請求があつたとき。

2 利用料金の還付を受けようとするものは、寒川町野外体育施設利用料金還付申請書(第7号様式)に利用承認書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定による申請があつた場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、寒川町野外体育施設利用料金還付決定通知書(第8号様式)により申請者に通知するものとする。

(遵守事項)

第10条 体育施設を利用するものは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(7) (略)

～略～

(指定管理者に管理を行わせる場合の規定の適用)

第12条 条例第3条第1項の規定により、指定管理者に田端スポーツ公園の管理を行わせる場合における第3条から第5条まで、第10条及び第11条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第3条</u>	<u>条例</u>	寒川町野外体育施設(以下「体育施設」という。)のうち、田端スポーツ公園について、 <u>条例</u>

	寒川町野外体育施設（以下「体育施設」という。）	田端スポーツ公園
	町長	指定管理者
	第2号様式	第2号様式に準じて指定管理者が別に定める様式
第4条	町長	指定管理者
	第3号様式	第3号様式に準じて指定管理者が別に定める様式
第5条	条例	体育施設のうち、田端スポーツ公園について、条例
	第4号様式	第4号様式に準じて指定管理者が定める様式
	町長	指定管理者
第10条及び第11条	体育施設	田端スポーツ公園
	町長	指定管理者
第12条（略）		
～略～		
第5号様式（第8条関係）		
別添参照		
第6号様式（第8条関係）		
別添参照		
第7号様式（第9条関係）		
別添参照		
第8号様式（第9条関係）		
別添参照		
第13条（略）		
～略～		
第5号様式（第8条関係）		
別添参照		
第6号様式（第8条関係）		
別添参照		
第7号様式（第9条関係）		
別添参照		
第8号様式（第9条関係）		
別添参照		
附 則		
（施行期日）		
1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。		

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の寒川町野外体育施設条例施行規則の規定によりなされた承認等の処分その他の行為は、改正後の寒川町野外体育施設条例施行規則の規定によりなされた承認等の処分その他の行為とみなす。









寒川町野外体育施設使用料還付申請書

(あて先)寒川町長

カード番号 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

次のとおり申請します。

還付申請の額		納入日	
申請の理由			

備考

寒川町野外体育施設利用料金還付申請書

(あて先)指定管理者

カード番号 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

次のとおり申請します。

還付申請の額		納入日	
申請の理由			

備考

年 月 日

寒川町野外体育施設使用料還付決定通知書

カード番号 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

寒 川 町 長

年 月 日付けで申請のあつた使用料還付について次のとおり決定しましたので通知します。

年度		科目	
納入年月日			
還付金額			

備考

年 月 日

寒川町野外体育施設利用料金還付決定通知書

カード番号 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

指定管理者

年 月 日付けで申請のあつた利用料金還付について次のとおり決定しましたので通知します。

年度		科目	
納入年月日			
還付金額			

備考